

事業承継税制について

中小企業の事業承継問題は、経営者の高齢化が原因で、待った無しの状況にあります。身内に後継者がいないという理由で廃業されるとマクロ的には雇用と技術の喪失につながります。親族外であっても事業が引き継がれることが有益である場合、中小企業の M&A を国も推進しています。他方、親族内承継を考えると承継コストである相続税等の負担は重く事業承継のネックになっています。平成 21 年に創設されました事業承継税制は利用実績が低いまです。今回は、事業承継の状況と平成 30 年度に改正が見込まれる事業承継税制を取り上げます。

1. 事業承継の状況 事業承継の問題点

事業承継問題が起こる主な原因は、事業を承継する後継者が見つからず、事業承継時期が遅れ、社長の在任期間が長期に渡っていることが原因といわれています。また、事業を引き継ぐためには、先代からの経営力を引き継ぐ後継者育成に 5~10 年は必要だと考えられており、計画的に事業承継対策に取り組む必要があるといえます。

後継者への引継ぎ

事業承継は、先代経営者から後継者へ事業を渡すだけという単純なものではありません。自社株式の譲渡、事業用資産の引き継ぎ等様々なものを引き継ぐ必要があります。

事業承継対策

事業承継対策は、できるだけ早い段階で計画的に実施していくことが必要です。会社の現状を把握した上で、後継者を選定し、中長期経営計画の中に対策を盛り込んだ計画を立てていきます。株式保有状況、相続財産等も検討していく必要があります。

2. 事業承継税制の概要

	相続税の納税猶予制度	贈与税の納税猶予制度
概要	後継者が納付すべき相続税のうち、先代経営者から相続により取得した非上場株式等()に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。	後継者が納付すべき贈与税のうち、先代経営者から贈与により取得した非上場株式等()に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。
相続及び贈与前から後継者が保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。		
要件	申告 期限 から 5年間	雇用の8割以上を5年間平均で維持 後継者が代表を継続 先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留同族で過半数の株式を保有 後継者が同族内で筆頭株主 対象株式を継続して保有 上場会社 資産管理会社 風俗関連会社を行う会社に該当しないこと 等
	5年 経過 後	対象株式を継続して保有(譲渡した場合は、譲渡した株式の割合分だけ納付) 資産管理会社に該当しないこと(満たせなかった場合は、全額納付)

< 出典:平成29年7月経済産業省資料を一部加工 >

3. 平成 30 年度税制改正の方向性

事業承継税制は、利用実績が年 500 件に満たず、使い勝手がいいとは言えません。政府は、平成 30 年度税制改正において、10 年間の集中取組が必要との観点から、自主廃業や要件が満たなくなった場合の猶予制度の時限的な見直し、発行済株式数の上限(2/3)等の対象制限の見直しや 5 年間平均 8 割の雇用維持を求める雇用要件の見直しなど抜本的に見直すことで、税制面で後押しし、親族内事業承継を一気に進める方針です。また、M&A においても登録免許税や不動産取得税を減免対象とすることにより買収や事業譲渡を進め、親族外事業承継についても推進していく方針です。

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future